

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	松川地区長良集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1: ③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=12) (以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が17%、70歳以上は全体の50%に上る。 また、当集落は、中心経営体となり得る農業者が不在であり、75歳以上の農業者で後継者不在の農地がある中で、担い手の確保とその農地保全が課題となっている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落には、中心経営体が存在しないが、約9割の農業者の後継者の目途がついていない状況であり、行政と連携を図りながら、その確保を推進する。
当集落には機械の共同利用組合である、上長良稲作生産組合があり、担い手不在農地の耕作や一部の作業を受託し、集落内の農地を保全している。 今後、個人での農地管理が困難になる中で、当組合の組織体制や、担い手としての位置づけを検討していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、58%の割合で、集落外から人材を確保することに関して「わからない」と回答している。当組合では、60～64歳の年代の割合が高く(42%)、集落内での人材確保を進める。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、58%の割合で、ほ場整備等の基盤整備の必要性に関して「わからない」と回答している。

過去に圃場整備を行ったが、谷間に位置する農地は地形上相当の地下水が生じていることが想定され、暗渠排水が機能していない箇所が散見され、その機能回復が必要となっている。また、上流に位置する水田では、上流の排水が隣接する田に流入する構造になっており、その改善が必要である。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落では、アンケートに回答した耕作者の100%が水稻を作付けしており、拡大はなし、縮小は17%、現状維持は67%となっている。

水稻の生産を中心として進める一方で、新しい作物の栽培も検討していく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「集落全体を囲う防護柵設置」「追い払い対策等により集落に鳥獣を寄せ付けにくい環境づくり」「放置果樹の除去や耕作放棄地の解消」の回答数が多く上がった。

鳥獣被害が多く、特にイノシシやサルの被害が多い。集落全体を囲った防護柵の見回りや維持管理を行うとともに、農地に隣接し、鳥獣の生息地になる樹林を伐採することにより、被害対策を講じていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等と協力し、集落の農地を守っていく)」が29%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が22%、「Uターン者や新規就農者等の担い手を取り組み、集落全体で支えながら農地を守っていく」が21%という回答結果となっており、担い手への農地の集積を図っていく意向が示されている。

■その他の取組方針

任意組織である上長良稲作生産組合では、耕作における機械の共同利用のために乾燥機2台とコンバイン2台を所有しているが、機械の更新が課題であり、その費用の負担額を減らすような支援策を行政に求めている。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計	0経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。